

2024 年度の事務ブース使用団体を募集します

事務ブース使用を希望する団体は、下記の募集内容をご覧ください応募書類をご提出ください。

◆ 事務ブース使用期間と時間

2024 年 4 月 1 日（月）から 2025 年 3 月 31 日（月）の開館日

午前 9 時から午後 9 時まで

※年末年始と機材点検等による臨時休館があります（事前にお知らせいたします）

◆ 応募資格

事務ブースの募集資格は、函館市内に住所を有し、市民活動を行う団体または行おうとする団体で、函館市内に市民活動を行うための専用の事務所を有しない団体とします。

※市民活動とは、営利を目的とせず、自発的に行われる公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする活動。

（2）政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする活動

（3）特定の公職（公職法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反することを目的とする活動。

◆ 事務ブースの概要

（1）場所 センター3 階（貸しオフィスフロア 8 区画・旧ロッカー室 2 区画）

（2）面積と募集ブース数 1 区画約 4 平方メートル 計 10 区画募集

（3）設備 事務机 1 台 椅子 1 脚 スチール書庫 1 台 を設置しています。

パーテーション（ドアはありません。事務ブース内の管理および安全対策等は各団体の責任で行ってください。）

通信回線：3 階貸しオフィスフロア区画は別途工事により NCV 等対応可能です。3 階旧ロッカー室区画は通信回線がないので、各自で Wi-Fi ルーター等をご用意ください。

電源コンセント（20A まで。大量に電力を消費する設備は、不可）

（4）利用料金 1 区画あたり月額 3,000 円

※利用料金は一ヶ月を単位とし、当該月の利用料金は前月の末日までにお支払いください。ただし、月の途中で使用を開始した場合の当該月の利用料金は、使用を開始する日までにお支払いいただきます。

※光熱水費を含んでいますが、3 階貸しオフィス区画での電話設置やプロバイダ契約に伴う費用は、各自負担となります。

※3階旧ロッカー室区画は、電話及びインターネットのケーブルを引き込んでいないため、利用にあたっては各自でWi-Fi等をご用意ください。

※センター内に設置するコピー機、印刷機、FAX等を使用する場合は、別途実費負担となります。

※事務ブース利用時の駐車場料金は、通常の2分の1となります。

◆ 応募のしかた

応募団体は、「函館市地域交流まちづくりセンター使用許可申請書」（インフォメーションでお渡しいたします）に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を添えて提出してください。

[添付書類]

- ・団体概要書
- ・団体の規約および役員名簿
- ・2024年度（令和6年度）の事業計画書及び収支予算書
- ・2023年度（令和5年度）の事業報告書および収支決算書
（団体設立後1年を経過していない場合は除く。会計年度により決算が出ていない団体は決算見込み書）
- ・その他必要と認める書類

◆ 応募書類の提出期限等

2024年2月1日（水）から2月10日（金）の午前9時から午後9時の間に、函館市地域交流まちづくりセンターのインフォメーションに持参していただくか郵送（2月10日消印有効）してください。

〒040-0053 函館市末広町4番19号

函館市地域交流まちづくりセンター 事務ブース担当宛て

◆ 使用団体の選考について

事務ブースの使用許可または不許可については、函館市地域交流まちづくりセンター運営委員会に諮問し決定いたします。

応募団体へは、選考結果が出しだい速やかに結果をお知らせいたします。

◆ その他

ご不明の点につきましては、事務ブース担当（仙石）までお問い合わせください。